

船舶事故調査報告書

平成26年1月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成24年9月27日 11時30分ごろ
発生場所	徳島県小松島市和田ノ鼻東北東方沖 和田ノ鼻灯台から真方位070° 6.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 03.0′ 東経134° 45.9′）
事故調査の経過	平成24年9月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第二靖鼻丸、15トン TO2-3013（漁船登録番号）、個人所有 14.95m（Lr）×4.10m×1.57m、軽合金 ディーゼル機関、漁船法馬力数50、平成7年1月18日 B 漁船 第一靖鼻丸、15トン TO2-3012（漁船登録番号）、個人所有 14.95m（Lr）×4.10m×1.57m、軽合金 ディーゼル機関、漁船法馬力数50、平成7年1月18日 C 漁船 靖鼻丸、7.61トン
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月22日 免許証交付日 平成21年1月19日 （平成26年6月27日まで有効） 甲板員A 男性 46歳 B 船長B 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年3月9日 免許証交付日 平成20年11月4日 （平成26年3月8日まで有効） 甲板員B 男性 54歳
死傷者等	死亡 2人（甲板員A及び甲板員B）
損傷	なし
事故の経過	A船（主船）は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、また、B船（従

船)は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、A船、B船及びC船(運搬船兼魚群探索船、船長1人乗船)の3隻が船団(以下「A船団」という。)を組み、平成24年9月27日08時00分ごろ和田ノ鼻東北東方約10Mの漁場に到着し、A船及びB船から投網して2そう船びき漁(しらす漁)の操業を開始した。

船長Aは、1回目の操業を終了するため、C船に甲板員A及び甲板員Bを移乗させて揚網用ローラーを使用し、袋網の引上げの浮きを揚げてシラスを取り込む作業を行わせた。

船長A及び船長Bは、その間にA船の右舷側にB船を接舷させて両船の船首部及び中央部の2か所を係止し、両船が一体で動く状態として揚網作業を始め、両船のリールウインチで大引き及び奥の順に各袖網を巻き揚げ、A船及びB船の船尾にたつを差し込んで袖網の間方を置き、船尾から袋網を流して洗う作業準備を行った。

C船は、A船及びB船に甲板員A及び甲板員Bを戻し、シラスを積んで小松島市和田島漁港に帰港した。

船長Aは、C船が離れたのち、袋網からごみを出すために低速力で航行し、船長B、甲板員A及び甲板員Bが、A船及びB船を行き来し、A船及びB船の船尾から袋網を流して網洗いをしながら、大引き及び奥の各袖網をそれぞれの船尾甲板に積み重ねて次の操業の準備を行った。

船長Aは、網洗いを終えたところでA船及びB船を停止し、A船及びB船の乗組員全員で揚網用ローラーを使用して袖網の間方及び袋網を船尾甲板に揚げた。

船長Aは、A船及びB船の機関を回転数毎分(rpm)約1,900として約9ノット(kn)の速力で航行を始め、2回目の操業を行うために魚群探索を行いながら、手動操舵により、西南西進した。

船長Bは、魚群探索を始めた頃、操舵室を離れ、甲板員A及び甲板員Bと共に袋網の下端が海面に着かないように注意しながら、袋網を振り、網目に掛かった細かいごみを振り払う作業を始めた。

船長B、甲板員A及び甲板員Bは、ごみを振り払う作業が進むにつれて袋網の幅が狭くなったので、船長BがA船の船尾右舷側に、甲板員BがA船の船尾左舷側に、甲板員Aが甲板員Bの船首側にそれぞれ立ち、船長B及び甲板員Bが船尾から垂らした袋網が海面に着かないように振りながら袋網のしゃくとりと称するごみ溜まり(後端から約10mの部分)に残っているごみを振り払う作業を行い、甲板員Aが同作業を見ていたところ、船長B及び甲板員Bが同時に網を振っていたタイミングがずれたことにより、袋網のしゃくとりの下端が海面に着いたため、推進器流によって袋網が後方に流された。

船長B及び甲板員Bは、袋網が出ないように手で袋網を押さえていたが、船長Bが、袋網が出るのを止めることができな

	<p>員Bに対して「袋網を放せ」と声を掛けたのち、B船の操舵室に駆け込んで機関を停止するとともに、船長Aに対して無線で「ストップしろ」と異状事態の発生を伝え、船長Aは直ちにA船の機関を停止とした。</p> <p>船長A及び船長Bは、11時40分ごろ、和田ノ鼻灯台から真方位070°6.9M付近において、甲板員A及び甲板員Bが見当たらないことに気づき、袋網は、A船の船尾から約30mが海中に出ていた。</p> <p>船長Aは、甲板員A及び甲板員Bが海に転落したことを所属漁業協同組合へ通報し、同組合が消防署へ通報した。</p> <p>船長A及び船長Bは、袋網を引き揚げたところ、甲板員A及び甲板員Bが袋網には絡んでいなかったものの、袋網の後端から約15mの所に取り付けている引上げの浮きが付いたロープを左手に2回巻いた状態の甲板員Aを発見し、A船に引き揚げた。</p> <p>甲板員Aは、付近にいた僚船により、和田島漁港に運搬され、救急車で病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p> <p>甲板員Bは、捜索中の僚船の漁網に入って揚収され、和田島漁港に運搬されて救急車により、病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約1～2m/s、視界 良好 気温 約26℃</p> <p>海象：うねり波高 約1.0m、海水温度 約28℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船は、船びき漁船として建造された同型船であり、船尾甲板に引き索や袖網を巻き込むリールウインチが設置され、船尾端には横型ローラーが取り付けられており、また、主船であるA船には、袋網を引き揚げるためのデリック及びその先端に揚網用ローラーが設置されていた。</p> <p>A船及びB船は、ふだんから和田島漁港と漁場との往復時、揚網時及び漁場での移動時には、A船が左側及びB船が右側に接舷した状態で両船共に機関を運転し、船長AがA船で手動操舵により、操船していた。</p> <p>A船団の漁網は、長さ約132mの袖網と長さ約48mの袋網とから成り、A船及びB船が、約50～100mの間隔を取り、それぞれが長さ約40mの引き綱によってえい網していた。</p> <p>船長Aは、長年、しらす漁に従事しており、主船であるA船の船長として乗船し、A船団の操業を指揮していた。</p> <p>A船団は、A船及びC船が魚群探索を行っており、A船の魚群探知機では、シラスがいる海中の上層部分の探知範囲が狭いので、約1,900rpm、約9knの速力で広範囲に魚群探索を行っていた。</p>

	<p>A船及びB船は、通常、袋網の網洗い作業及びごみの振り払い作業を揚網ごとに行っていた。</p> <p>袋網の網洗い作業は、袋網に溜まっているクラゲ、シラス、アミなどを流し出すとともに、水中浮遊物及び沼土を洗うことにより、袋網の目詰まりをなくすものであり、袋網のごみを振り払う作業は、網洗い終了後にごみを船外などに向けて振り払うものであった。</p> <p>甲板員Aは、平成24年7月にA船に乗船し、漁船での操業経験は約3か月であった。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、長年、しらす漁に従事しており、ふだんから2人で航行中に袋網のごみの振り払い作業を行っていたが、本事故前には、袋網の下端が海面に着いて袋網が走出するようなことはなかった。</p> <p>A船団の乗組員は、全員が救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>甲板員A及び甲板員Bの死因は、溺水であった。</p> <p>A船及びB船は、和田ノ鼻東北東方沖において、両船が接舷した状態で西南西進中、船長B及び甲板員Bが、A船の船尾甲板で袋網のごみの振り払い作業を行い、甲板員Aが同作業を見ていたところ、袋網を振るタイミングが合わずに袋網の下端が海面に着いて袋網が船尾から走出したことから、甲板員A及び甲板員Bが袋網と共に落水して死亡した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、落水して溺水したが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船及びB船が接舷した状態で和田ノ鼻東北東方沖を西南西進中、船長B及び甲板員Bが、A船の船尾甲板で袋網のごみの振り払い作業を行い、甲板員Aが同作業を見ていたところ、袋網を振るタイミングが合わずに袋網の下端が海面に着いて袋網が船尾から走出したため、甲板員A及び甲板員Bが袋網と共に落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故後、船長Aは、次の措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袋網の網洗い後航行する際は、袋網及び袋網のしゃくとりなどを船外に出さないように気を付け、袋網の一部を船外に出すときは、船長Aに連絡した上で行うこととした。 ・救命胴衣を着用することとした。(和田島バッチ網元会は、全員着用を決定した。) <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 袋網のごみの振り払い作業時は、停止又は低速力で航行すること。・ 漁網の上に乗ったり、ロープを踏んだりしないようにすること。・ 漁網が甲板上から走出した場合は、直ちに漁網から離れて安全な場所へ退避すること。・ 操業中は、救命胴衣を着用すること。
--	--